

論文四の四

工兵将校マイアの古文書館防衛

救済政策の方針と併行して行われた自主的な救援として特筆するひとつは、サン・ジョルジュ城でなされた古文書館の防衛である。地震発生からまもなく、王権の緊急政策発動の以前に、アルファマ山頂の古城で蔵書救出の活動が始まったことは、モレイラ・デ・メンドンサ著『世界地震通史』の記述によってまず知られる。リスボン大地震の記録を主体として、同書は九〇四項目の長大な論述から成るが、著者自身の被災状況と救援活動を誌すのは、史官たる自覚を秘めたつぎの一項のみである。

【第四九三項】私はこれら災害の目撃者である。自宅で最初の震動に襲われ、眼前で庭も崩れたが、神の慈悲で自分は救われると感じた。家族すべてに傷害はなく、倒壊を免れた自宅にしばらく留まった。避難したサンタ・バルバラ緑地では、主キリストの慈悲と聖母マリア加護への祈祷が続けられ、私も一途に祈ったが、そのまま没入できなかった。サン・ジョルジュ城炎上の流言によって、数千人の避難民が緑地から逃れ始め、付き添う数名の神父もそれを促したからである。城楼の古文書館にはリスボン参事会の史料が蔵され、そこでの管理がかねて私の職務であった。都市領に関する文書一万六百件も含まれ、それらを防護するため、危急のいま部署を離れてはならぬ。数名の同僚と最初の数日城郭で働いたが、周囲には惨禍と脅威しか見えず、悲鳴と号泣しか聞えなかった。

モレイラ・デ・メンドンサ著『世界地震通史』 ①

サン・ジョルジュ城におけるこうした古文書防衛をより委細に記録するのは、カストロ著『ポルトガル地誌―その歴史と現在』である。巨大地震の直後炎上の危機迫る古城では、献身的な館員有志が凄まじい荒墟から懸念に城楼文庫を救出した。この劇的な防護を統率したのは、英明な工兵将校マヌエル・ダ・マイアである。やがてリスボン改造の革新的な構想によって、不滅の名声に輝くマイアは、地震発生するとき王立古文書館長の地位にあった。同書第三巻の地区別地誌（サン・ジョルジュ城サンタ・クルーズ教区）においてカストロは、中核のサンタ・クルーズ教会をはじめ、受胎告知施療院、托身孤児院、聖霊礼拝堂等の歴史と被災を誌すとともに、古城に關しては主として城楼文庫の由来と古文書の防護について記述する。

サンタ・クルーズ・ド・カステロ教区の頂上、サン・ジョルジュ城には王立古文書館、通称では楼閣文庫が付設され、後世の史料に供すべく書架には、歴代ポルトガル宮廷の遺訓、法令、特認書、さらには国務尚書を通し国王より発布されたあらゆる勅命が蔵されていた。マヌエル国王に編纂を命じられた『エストレマドウラ』もかかる古文書に含まれるが、同書第八巻の序文を繕けば、つとに国王の父祖がこうした書庫をリスボンのある楼閣に設置したことが推察できる。「かくして我らの先人は高貴にして忠誠なる都リスボンに、常時あらゆる種類の公文書と史料を蔵する楼閣を創設するよう命じられた。また、そこにはポルトガルだけでなく、スペインやフランスなど他の国々についても、君主、公爵、伯爵、公爵、高位聖職者に係わる人事、約定、文書に關して周到で厳重なる保管を指示された。」（中略）

陸軍工兵将校ならびに国家首席技官であるマヌエル・ダ・マイアは、地震発生の当時王立古文書館の管理主幹を務め、烈々たる祖国愛と驚嘆すべき奮闘により、当館をさらなる発展へ導いた。全市を凄惨な様相に一変させた巨大地震は、サン・ジョルジュの古城に部分的な破壊や倒壊を惹起し、城楼文庫なる膨大な書籍と記録も瓦礫に埋もれた。古文書館の統率者マヌエル・ダ・マイアは、地震の猛威からそれらを救っただけでなく、一層怖るべき第二の被害、火災による消失をも防禦したのである。たとえば、消失と諦めたアフオンソ五世の外交文書全十九巻も、一七五五年十二月二八日に救出を確認された。地震の衝撃は激甚であって、死の崖淵に極まる事態であったが、天の恩恵とマイアの挺身によって古文書の膨大な集積が迅速に運び出され、砲台の一隅に仮設された丸太小屋でひとまず防護された。

カストロ著『ポルトガル地誌―その歴史と現在』第三巻（一七五八年刊） ①

一六七七年リスボンの貧家に生まれたマイアは、ペドロ二世の御世にポルトガル陸軍の工兵として身を立てた。やがて首都一帯の要塞建設を監督し、その後壮大な水道橋やマフラ宮殿の造営で令名を博する。一七四五年彼を王立古文書館館長に任命され、宮廷第一土木技官の要職をも兼務したのである。②

万聖節の巨大地震によってサン・ジョルジュ城の一角も瓦解し、ユリシウスの塔を配した本丸の内部も、微塵に破壊される。城郭北端の本丸に蔵された膨大な古文書は、マイアの号令によって瓦礫の山から掘り出され、南端の砲台へ搬出された。その角地では同日九時半頃、イギリス人旅行者リチャール・ゴダールが景観に接する寸

① Joaquin Bautista de Castro, *Mapa de Portugal antigo, e moderno*, Lisboa, 1758, tomo III, pp.257-259.

② Manuel da Maia in *Geneall online*.

前、激震の襲撃で危く倒れかけた。以後城郭の庭園や空地には裾野の被災者が続々と蝟集し、数千人が野宿するのである。他方マイアは風雨や盜奪による消失を防ぐため、砲台の一隅に丸太小屋を急造させ、救出した書籍を保管する。

城樓文庫の被災と救出作業の開始を即日マイアはベレン宮廷へ報告し、五日後には古文書の管理と防衛について、国務尚書カルヴァリオと協議が交わされた。以下訳出するのは王立古文書館に保存される十一月六日付往復書状である。

王立古文書館館長マイアの国務尚書カルヴァリオ宛書状

謹白。

王立古文書館（城樓文庫）を併設する城郭が、瓦解と破壊と無援の危機に瀕し、同館を移転できる場所も見出せぬ以上、国王陛下が適切な施設を指示されるまで、城樓に蔵される書籍および文献を保存すべく、余輩は応急に丸太小屋を組ませ、大雨等による消滅を防ぐよう決断しました。なお、それらが盗取される懸念もあり、城砦守備隊の支援も得られぬため、古文書を昼夜防護するため、最小限二名の歩哨を必要とします。

国務尚書閣下におかれては、これなる報告を国王陛下に上奏され、ご存慮を拝受されるよう請願致します。閣下に神護が授けられることを祈ります。

余輩こと、自宅が灰燼に帰したため、フロント・サンタ近隣のジョゼ・モッタ邸に仮寓することをご留意ください。

敬具。

一七五五年十一月六日

マヌエル・ダ・マイア

（国務尚書）セバスチアン・ジョゼ・デ・カルヴァリオ・エ・メロ閣下

国務尚書カルヴァリオの王立古文書館館長マイア宛書状

拝復。

国王陛下におかれては、王立古文書館館長の決意を首諾され、今次の事態に即応し、あらゆる対策を執行する権限を貴君に賦与されました。

国王陛下におかれては、貴君より送られた意義深き書状二件を本日受理されました。城樓文庫に蔵される古文書が、リスボンの大震災から実際に防禦したとのご報告を、陛下が欣喜して首肯されたことを、謹んでお伝え致します。

破壊された城樓での保全が不可能である以上、古文書の適切な防禦を貴君に依嘱致します。また、これらの防衛に万全を期するため、貴君が定められた地点へ歩哨二名を常駐される指令を即刻下すよう、兵馬総帥（マリアヴェル）侯爵に命じました。なお、古文書を収蔵する木造建築を新設すべく、貴君が土木業者の指定、建築資材の購入、施工職人の選定を行うこと、かかる事業を遂行するため、広汎かつ自在な権限を貴君に賦与すること、必要な木材を確保できぬ場合には、デンマーク領事に支援を求め、リスボンへ入港する船舶から調達することを、国王陛下は保証されました。ご計画の実現に必要な経費をすべて用意させます。なお、神意によりご身命が守護されたことを知り、深き敬愛の念をもって、お慶び申し上げます。今後とも貴君に神護が授けられるよう祈ります。

敬具。

一七五五年十一月六日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチアン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・エ・メロ

(王立古文書館館長) マイア閣下

①

フレイレ編『緊急政策編纂』に含まれる文化財防護の公文書は、サン・ロケ祈祷堂の宝蔵保全に関する十一月三日付勅令のみであるが、王立古文書館の危機管理は自主的な救出作業とベレン宮廷の支援が美事に連結した事例であろう。なお、さきに述べたモレイラ・デ・メンドンサの尽力も当然その一環であり、リスボン参事会に係わる史料の管理をかねて担当したと思われる。これらの古文書は総体で五二六巻ほぼ九万件に及び、作成の年代も一六一年から一六九六年の五世紀半にわたる。王権の支援によって砲台の丸太小屋は二棟の大きな納屋に増築され、他の機関や邸宅で被災を免れた種々の蔵書も、火災と盗難を防ぐべくそこに移動させた。本丸からの搬出に奮迅の働きを示したマイアは、すでに七八歳の高齢ながら、すぐさま綿密な書学的調査に着手し、収納した多様な文物について内容の確認、執筆の年月、欠本の如何等を点検した。

この間王立古文書館の復旧について館長は国務尚書と協議を重ね、一七五七年八月これらの蔵書すべてがのサン・ジョルジュ城砲台からリスボンの西南端、エストレラ坂中腹のサン・ベント・デ・ソード修道院へ運搬された。ベネディクト会の本拠である同修道院でも、震災の直後は被災者のテント小屋が庭園に林立し、ローマ教皇

① Manuel da Maia, *Noícia Da Destruição e Restauração Do Real Arquivo Da Torre do Tombo*, Lisboa, 1763, pp.2-4.

大使アシアウリもそこに避難して、治療を受けた。リベイラ王宮とともに焼尽した総大司教教会が、この修道院の壮大な殿堂に移転し、くわえて司教館なる殿閣と隣接の施設が、王立古文書館に貸与されたのである。ここでは蔵書保全にマイアが一層周到な配備を指示し、ブラジル産の木材で造られた頑丈な書庫十四に収蔵して、周囲に鉄格子と金属網を巡らした。①

つぎに提示する史料は、一七五七年王立古文書館移転に伴うサン・ベント修道院改修の計画とその経費見積書である。この視察と報告を担当したのは、著名な建築技師ユギニオ・サントスなどマイア配下の精鋭、リスボン再建の実務者六名であった。

一七六二年十二月二四日

カルロス・マウデル
エリアス・セバスチャン・ホベ
フィリップ・ロドリゲス・デ・オリヴェイラ
ロドリゲス・フランコ
ユギニオ・ドス・サントス・エ・カルヴァリョ
ペドロ・ガルテル・ダ・フォンセカ

① Arquivo Nacional Torre do Tombo, *O Terramoto de 1755, a Torre do Tombo e Manuel da Maia*, online.

吾らは宮廷首席建築技官であられる陸軍将校マヌエル・ダ・マイア閣下のご指示に従って、王立古文書館の移転先へ赴き、サン・ベント修道院に属する司教館なる建物と隣接の四施設、同修道院正面と東側面に接する角地、さらにはフランス教会とよばれる聖十字架修道院を点検した旨、ここに報告する。なお、ここではアバーデ神父、プロキュラドル神父、マヌエル・ダ・マイア将校閣下が同席され、とくに閣下は司教館に施工すべき種々の装備、王権に向けた古文書館賃借料の申請とサン・ベント修道院への決済について指示された。これらすべてに当事者一同の検討と同意がなされ、同修道院に係わる総額は、一二三万リアルと算定された。

この算定書に含まれる九四リアルは、マヌエル・ダ・マイア閣下の進言で計上され、大広間の下塗りや漆喰や縁どり、障壁と穹窿の裂け目、建物や廊下の破損タイルなどの修復に充当される。また、中庭に浴う廊下の垣根、馬小屋と木造倉庫の屋根にも多少の修繕が望ましい。とりわけ肝要な事柄は、古文書収蔵の全室に鍵と錠前を備えることである。以上の改修に必要な経費はすべて王権により財務局から支出されとの由。鐘楼を仰ぐ各室については、すべて鉄格子で窓口が護られ、閉閑できる石造の書庫が、暖房室の壁炉の如く構築される。城楼文庫等の安全で適切な管理を貫くため、雑漠たる部屋の装備と改修がなされるとともに、他の一階各処でも一定の整備と清掃が必要であろう。これらの鉄格子と各種設備については古文書館の専用として財務局の所掌であり、旧跡への復帰をも含め、今後の移転先へかならず移築できる。

マイア編『王立古文書館（城楼文庫）再興史料集』（一七九一年印刷） ①

以上の本文に続いてこの報告書には、同修道院の改修と設備、石造の書庫、防護の鉄格子、ベルギー産木材などの各経費について十三カ条の見積りが付記される。一七六三年マイアは以上の経緯を記録した史書『王立古文書館城楼文庫の破壊と再興』を執筆する。②震災直後の十一月末より彼は、ポルトガル王権の大事業、リスボンの革新的な都市改造を主導し、その余力を古文書の防禦に傾注したのである。史書完成の五年後建築土木界の英傑マイアは、九二歳の天寿を全うした。

ナポレオンによる侵攻やサン・パウロへの遷都など激動を経たのち、一八三四年ポルトガルの自由主義勢力は、絶対主義陣営との内戦に勝利し、封建的身分と中世的特権を廃止した。サン・ベント・デ・ソード修道院の壮大な殿堂も没収され、立憲君主制のもとで国会議事堂として枢要な役割を担うに至る。革命政府の配慮によって古文書館は国会議事堂の右翼南棟に併設され、四つの階に連なる三五室を充たされた。③

幾多の星霜を重ねて二一世紀の初頭、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）はサン・ジョルジュ城から救出された古文書三件を世界記憶遺産に採択した。（地理上の発見）を契機とする『大航海時代』年代記集成』、新世界の領土分割に関してポルトガルとスペインの間に結ばれた『トルデシリャス条約』、ブラジル発見をポルト

① Manuel da Maia, *op. cit.*, pp.28v-31v.

② *Ibid.*, pp.20, 20v.

③ Torre do Tombo, *Dicionario da Historia de Lisboa*. Lisboa, 1994, pp.926.

ガル国王に報告した『ペロ・ヴァス・デ・カミーニャの書簡』などがそれである。世界の各地に蔵される貴重な文書や作品を保存すべく、ユネスコでは一九九二年から〈世界記憶遺産〉の保存事業が胎動した。対象とされる記憶遺産（記録遺産）は、文献と書籍に限らず、シヨパンの自筆楽譜やキューバ革命の映像記録も含まれる。まもなく世界の学識者九名によって〈世界記憶遺産推進国際委員会〉が組織され、カナダの古文書学者ジャン・ピエール・ワロットを座長として一九九三年九月ポーランドで最初の会議が開かれた。三日間にわたる議事に先立ち、開会の辞を述べたユネスコ事務総長フエデリコ・マヨールは、スペインの著名な生化学者であるとともに、政治家として教育科学相と欧州議会代議員の経歴を有する。記憶遺産保存の重要性、ひいては城楼文庫防護の意義を確認するため、マヨールの挨拶から最初の段落を引用したい。

「文物はみなそれぞれに未来を生きる。」ユネスコ記憶遺産の構想において、二世紀誌された詩人・文法学者テレンチアヌス・マウルスの寸言が、深い含蓄を感じさせます。かならず未来を生きる、と。しかし、記憶遺産の未来は人類がそれらを保存できるか否かに依存します。人間の意志によって惹き起されるさまざまな出来事にも左右されます。すべての世代、すべての民族、すべての男女が、こうした遺産を防護し、文物の未来を切り拓く必要があるのです。

古文書や蔵書の集団的保存があらゆる危険に晒され、きわめて脆弱であることを、今日痛感します。火災や戦争、さまざまな自然災害によって、あまりにも多くの古文書が消失しました。第二次世界大戦によるポーランドの被害はとりわけ甚大で、中央古文書館に蔵された古きワルシャワの公文書が九割五分灰燼に帰し、それらの総覧、目録、索引も消えました。

アレキサンドリア、ザンクト・ペテルスブルグ、ブカレスト、そして近年ではサラエヴォとフロレンスで、有名な蔵書や知られざる史料が、どれほど失われたことでしょう。あちらでは記憶遺産の全体がもはやありません。こちらでは大いなる危機に瀕し、防護が重要な課題となっています。なぜなら、古文書館での保全や図書館での所蔵を通してこうした記憶遺産こそ、さまざまな民族に自己のアイデンティティを保持させるとともに、世界的な文化交流に寄与させるからであります。①

かくして一九九七年記憶遺産への第一次登録として、ヤシ皮によるインド医学稿本など三八件は採択された。二〇〇五年の第五次選定ではリュミエール兄弟のシネマトグラフなど二八件が承認され、『ペロ・ヴァス・デ・カミーニャの書簡』がポルトガルとして最初の登録となった。ついで二〇〇七年第六次としてチェコ宗教改革に関する中世稿本など三七件が登録され、ポルトガルの『大航海時代』年代記集成』と『トルデシリャス条約』もここに真価を認められた。② 『大航海時代』年代記集成』の概略とその現代的意義を把握するため、ユネスコによる紹介と評価を訳出する。

① Federico Mayor, *Discours a l'ouverture de la première réunion. Programme "Mémoire du Monde.*

Première réunion du Comité consultatif international du "Programme Memoire du monde", Pultusk.

Pologne, 12-14 septembre 1993 Rapport final. pp.21-22. UNESCO, 1993. online.

② ユネスコ、村田綾子訳『世界記憶遺産百科』柘風社、二〇一四。一二八―一二九、一二五、五九頁。

一、概要

規模・数量…八万三〇〇〇件(五二五冊)

時代…主として十五世紀および十六世紀前半の史料

すべて手書きによる貴重な公的文書であって、大航海時代におけるヨーロッパ諸国民の対外関係、なかでもアフリカ、アジア、ラテン・アメリカ諸民族に対するポルトガル民族の關係に係わるものであり、それらの認識と解明に資するところ大である。

〈地理上の発見〉を端緒にさまざまな国が辿った政治史、外交史、軍事史、経済史、宗教史を把握するため、とりわけ重要な古文書遺産と評価できる。〈中略〉

三二 細目

『(大航海時代) 年代記集成』の成立についてまず述べるべきは、国務尚書(外務担当)であったペドロ・デ・アルカソヴァ・カルネイロが、引退後の一五六九年ポルトガル王国の外務文書を収蔵するよう、当時の王立古文書館(城楼文庫)館長ダニアン・デ・ゴイスに委託したことである。

一七五五年リスボンで発生した地震の直後、王立古文書館館長マヌエル・グ・マイアは、古文書遺産を防護するため緊急の方策を講じた。一七五六年から一七六四年からマイアの創意により大航海時代の膨大な古

文書は、年代の考証に基づいて名称を付され、三つの部門に分類された。これらの原本は自筆の手稿であって、羊皮紙あるいは巻紙に筆記体で書かれている。

明示された題目を順次迎れば、これなる古文書集成が独自の世界的価値を有すると理解できる。ここに収録される十五世紀および十六世紀の史料数千はまさしく国境と習俗を超え、必然的に人類共通の記憶遺産をなすのである。これを確信するには、さまざまな大陸転変した無数の歴史的事象を把握するがよい。

多様な航路を進むポルトガル船にいま同乗し、『年代記集成』の源泉探訪の旅に出発しよう。

大西洋からオリエントへ向かう航海記録を手始めに繙けば、アフリカの大陸や沿岸での停泊と発見についてつぎの事柄を逐一知りうる。

a 象牙海岸などアフリカ沿岸での海難、サン・ロラン島など群島の発見、ケイブ・ヴェルデ岬に出没するフランス海賊、アフリカ航路における船舶への補給、モザンビークを目指す船旅、さらにはインド行き船舶のアフリカ寄港。

b 相異なる民族や文明が接触せる記録。たとえば、エチオピアへのポルトガル人 到着の報告、あるいはコンゴ、ベニン、マニコンゴなどアフリカ王国に関する情報。さらにはキリスト教国王フレスタ 1・ジョンに関する伝説、黄金海岸一帯の王者カメネや政治的有力者への献呈品など。

c 要塞の築造や城砦の占領等、軍事的成果の報告。
d ポルトガル王権とその官権によるアフリカ管理の委細。この管理は国王軍の部隊に援護され、アフリカ沿岸部とポルトガルの協約を前提とした。

e アフリカ産の商品を積み、ベニン海岸、サン・トメリプリンシペ群島、サン・ジョルジュへ行き交う船舶の軌跡は、商易活動の観点から興味深い記録である。アノ・ボン島に収益をもたらす奴隷と象牙の売買、ミネ海岸でイギリス人が企む事業、黄金等の貴金属をはじめ、酒類、砂糖、綿布、衣類、織物などの取引もみな同様である。

f 歴代のポルトガル国王が自国の囚人や流人に命じたアフリカでの定住とモノモタパ国への同化に係わる記録。

g キリスト教の伝道、イエズス会士の使命、コンゴでの布教など宗教的な記録。

世界各地で誌された史料を追跡し、アジアに至ると、その源流は果てしもない。したがって、ここでは主要な事柄だけを列記する。

a ポルトガル帝国東漸の記録は、統轄を司るインド総督、アジア各地での拓殖、アジア諸民族との交流に主として係わる。

b 政治的・外務的事項については、ポルトガル国王とゴア総督で交わされた歴代の書簡が重要である。たとえば、アフォンソ・デ・アルブケルケの報告や和平・友好・交易に係わる諸条約。

c 領土の占領を主眼とする軍事的事項としては、アデン、バサイム、オルムズ、デウなどの要塞奪取、カナノル、セイアオ、シヨール、ダマオ、デウ、ゴア、マラッカ、スタダなどの都市制圧を例示できる。

d 経済的事項では胡椒と経皮をはじめ、多様な香辛料の取引が注目され、オランダやイギリスの貿易競争、多国間の交易協定、オルムス税関所の収益も含まれる。とりわけ東インド会社の事業が、アジア

における交易と海運の独占を可能にしたのである。

e ヴアスコ・ダ・ガマを典型とする大航海家にポルトガル国王から賦与された勅令、王命、特認の原本。

f 宗教的事項としては東洋におけるキリスト教の浸透を示す出来事、すなわち、改宗した幾多の事例、教会や僧院や修道会の創設。一四九八年ジョアン一世の王妃レオノールによって結成された重要な団体、ポルトガル慈善兄弟会は、東洋にも布教の基点を設けた。

g トルコ勢力との度重なる紛争の記録。

h 中国をめぐる種々の情報。

『年代記集成』をさらに読み進めば、〈新世界〉すなわちラテン・アメリカに関する史料と出会う。ここで主体をなすのは、ブラジルに係わる事項である。

まずは植民地建設の証言が見出され、ついで細部の記録が続く。

a ブラジルにおけるポルトガルの統治について。拓殖船隊の主導による植民、配置、支援、さらにはここの人口増加について。

b 商易的事項、とくに奴隷貿易に関して。

c 通常の軍事的事項としてはフランス軍およびオランダ軍による侵攻とこれに抗する要塞の構築

e 宗教的事項ではカトリック教会の特権的地位。あわえてイエズス会士と現地民との関係。

f 各地の村落における施政

g サンサルバドル・ダ・バイアにおける騷擾の記録。

追跡の跡の最後ヨーロッパに戻れば、旧世界の文書をも拝読できる。

オスマン・トスコの躍進とウィーン攻囲の記録など、『年代記集成』に含まれる政治的・外交的史料が、相異なる文明の抗争という脈絡で、十六世紀後半のヨーロッパをより綿密に認識させるのである。①

二〇〇一年に登録されたオーストリア国立図書館のパピルス集成一八万点には及ばぬとしても、『年代記集成』を構成する古文書は八万三〇〇〇点と報告される。数量の多寡で文化的価値が云々できぬとしても、たとえば日本最初の世界記憶遺産、炭坑記録画等六九七点から成る山本作兵衛コレクションに比較すると、サン・ジョルジュ城から救出された史料の巨大な規模に驚嘆せざるをえない。

① *Corpo Cronológico (Collection de Manuscrits des Découvertes) Ref N 2006-17. UNESCO, Régistre de la Mémoire du Monde online, pp.1-3.*